

# 第2回条約及び議定書の 実施補助機関（SBI） 報告

平成30年8月24日（金）

SBSTTA & SBI報告会@JBA

（一財）バイオインダストリー協会 野崎恵子

# 報告内容（SBI議題）

- ▶ 議題3：生物多様性に関する条約の実施の進捗と戦略計画2011-2020のレビュー
- ▶ 議題4：名古屋議定書の有効性の評価とレビュー
- ▶ 議題5：生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動
- ▶ **議題6：名古屋議定書第10条「地球規模の多国間利益配分の仕組み」**
- ▶ 議題7：名古屋議定書第4条4項の文脈におけるABSの専門的な国際文書
- ▶ 議題8：資源動員
- ▶ 議題9：資金メカニズム
- ▶ 議題10：能力構築・技術上及び科学上の協力、技術移転
- ▶ 議題11：他の条約、国際機関及びイニシアティブとの協力
- ▶ 議題12：実施状況のレビューのためのメカニズム
- ▶ 議題13：条約及び議定書に基づく国別報告、評価及びレビュー
- ▶ 議題14：ABS、バイオセーフティ及び8条(j)項関連規定に関する条約及び議定書の統合強化
- ▶ 議題15：条約と議定書の下でのプロセスの有効性レビュー
- ▶ 議題16：生物多様性戦略計画2011-2020のフォローアップ準備
- ▶ 議題17：資源の配分及び民間セクターとの協働の可能性：条約及び議定書のプロセスへの参加促進のための信託基金

## <議題6>地球規模の多数国間利益配分の仕組み（1）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

### <条文>

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、**国境を越えた状態で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないもの**の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、**地球規模の多数国間の利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する**。遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者がこの仕組みを通じて配分する利益は、生物の多様性の保全及びその公正要素の持続可能な利用を地球規模で支援するために利用される。

- CBDの規定（名古屋議定書第3条「適用範囲」）：各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う（第15条1項）→ 2国間アプローチ
- 名古屋議定書の規定：同一のGR又はTKが2以上の締約国の領域内の生息域内において存在する場合には適宜協力するよう努めなければならない。（第11条）

## <議題6>地球規模の多数国間利益配分の仕組み（2）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

### <経緯>

- ・名古屋議定書採択時に、事前の交渉なく、最終日の議長テキストに突如アフリカグループの主張によって盛りこまれた。
- ・ COP11の決定XI/1B
  - ＞ オンラインディスカッション(2013.4.18-5.24)と専門家会合(2013.9.17-19)が開催された。
- ・ COPMOP1の決定NP-1/10
  - ＞ 関係者からの見解の提出、委託調査、専門家会合の開催
- ・ COPMOP2の決定NP-2/10
  - ＞ 暫定国別報告書に先住民等のTKに関する第10条に該当する情報を記載すること、関係者に対し第10条を進展させる見解の提出を求めること。
- ・ SBIにおいてCOPMOP3の勧告案を作成←現時点

《参考》 COPMOP2及びMOP2の状況： H29委託事業報告書p.108～150

## <議題6>地球規模の多数国間利益配分の仕組み（3）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

### <SBIの状況>

#### □ 会合の実施

全体会合1回→コンタクトグループ（non-paper）→全体会合（CRP）→  
全体会合（L-paper）→勧告

#### □ 各国のスタンス

- アフリカグループ：もう何年もニーズについては検討し、結果は出ている。先に進めるために態様を検討すべき。
- 日本：まだニーズについてはコンセンサスを得ていない。
- スイス：ダブルスタンダード（2国間と多国間）は受け入れられない。
- EU：まだ実施が足りていないのでニーズは明かではない。
- 南米諸国：主権的権利を侵害しない。（ただしGSMSMが不要とは言わない）

## <議題6>地球規模の多数国間利益配分の仕組み（4）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

### <SBI結果（NP-MOP3への勧告）>

□ 勧告案（CBD/SBI/2/5）：なし（SBI2で勧告を策定すること）

□ Non-paper = CRP

- ・事務局による暫定国別報告書のまとめを歓迎
- ・関係国際機関やプロセスに留意
- ・第10条の検討を補助するためGSBSMに関する特定されたケースの更なる情報の検討
- ・事務局長に対し要請：GSBSMに関する特定されたケースとあり得る態様に関するオンラインディスカッションの開催、ディスカッションの結果をまとめてSBI3に提出すること、関係国際機関や国際プロセスにおける策定状況をアップデートしSBI3に提出すること
- ・SBI4でNP-MOP4への勧告を策定すること

□ 勧告（CBD/SBI/REC/2/4）

**ブラケットに入れて両論併記（ほぼアフリカグループの主張：ニーズは明かであるので態様に関して検討を始める）注：締約国会合の決定ではない**

## <議題6>地球規模の多数国間利益配分の仕組み（5）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

### <SBIを終えて、今後>

- ニーズの特定が必要であることの主張の継続
- ニーズが特定されない限り、NP第11条及び能力構築の問題で足りるという主張の継続
- DSI及び先住民等のTKの問題とのリンクに留意
- 他の国際機関、プロセスの状況に留意
  - ITPGRFAのMLSの議論：MLSへは、ほぼ各国の拠出金のみであり、資金が集まらない状況であり、資金が集まるような仕組みの議論中
  - 国連海洋法条約（UNCLOS）における公海及びその深海底における海洋遺伝資源の議論：「人類共通の財産」とされ、MLS策定の動き（日本は公海の自由を主張）